

4. 航空機

①可動式ひじ掛け

移動等円滑化基準

(可動式のひじ掛け)

第64条 客席数が三十以上の航空機には、通路に面する客席（構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除く。）の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設けなければならない。

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容

可動式ひじ掛け

- ・客席数が30以上の航空機には、通路に面する客席の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設ける。（構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものはこの限りではない。）

○：標準的な整備内容

可動式ひじ掛け

- ・構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除き、必要に応じ、通路に面する全ての客席について、可動式のひじ掛けを設ける。ただし、上級クラスの座席において、周辺に十分な移乗スペースがある場合はこの限りではない。

参考例

参考 4-4-1：通路側に設置された可動式のひじ掛けの事例



②機内用車椅子	
移動等円滑化基準	
(通路) 第 6 3 条 客席数が六十以上の航空機の通路は、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。 (車椅子の備付け) 第 6 5 条 客席数が六十以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車椅子を備えなければならない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
機内用車椅子の設置	・客席数が 60 以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車椅子を備える。
参考例	
参考 4-4-2：航空機の通路を円滑に通行することができる構造の車椅子（アイルチェア）の事例 	
提供：定期航空協会	

③運航情報提供設備	
移動等円滑化基準	
(運航情報提供設備) 第 6 6 条 客席数が三十以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
運航情報提供設備の設置	・客席数が 30 以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を離着陸時、緊急時等に文字等により表示するための設備及び音声により提供する機内放送設備を備える。

④トイレ	
移動等円滑化基準	
(便所)	
第67条 通路が二以上の航空機には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所を一以上設けなければならない。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子対応トイレの設置	・通路が2以上の航空機には、車椅子対応トイレを1以上設ける。
○：標準的な整備内容	
ドアの幅	・ドア幅は、航空機に設置している車椅子の通行を考慮したものとする。
トイレ内部の仕様	・車椅子対応トイレは、航空機に設置している車椅子のまま出入りすることができ、車椅子から便座（腰掛け式＝洋式）への移動を考慮する。 ・車椅子から便座への移動が可能なスペースを確保する。
非常通報装置	・手の届く範囲に設置する。
◇：望ましい整備内容	
車椅子使用者が利用可能なトイレの設置	・通路が1、かつ客席数60以上の航空機には、車椅子使用者が利用可能なトイレを設けることが望ましい。
ドアの幅	・ドア幅は、航空機に設置している車椅子の通行を考慮したものとする。
トイレ内部の仕様	・車椅子使用者が利用可能なトイレは、車椅子使用者が（独力又は介助者の介助により）車椅子から便座（腰掛け式＝洋式）へ移動できるよう考慮する。
非常通報装置	・手の届く範囲に設置する。
参考例	
参考 4-4-3：車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のトイレの事例	
	

(コラム 4-4-1)

＜パッセンジャーボーディングリフト（PBL）車＞（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編より）



羽田空港



茨城空港

＜小型機専用車椅子リフト＞



＜車椅子昇降装置のついたタラップ＞



＜ランプ＞



＜屋根を設置したランプ＞



提供：日本エアコミューター株式会社